



第40号 2014年8月12日発行

福島地区連合会

<http://fukushima.jtuc-rengo.jp/> (連合福島ホームページ) 地域連合 福島地区連合
福島地区連合ニュース E-mail: kenpoku@fukushima.jtuc-rengo.jp
発行所 / 福島地区連合 発行人 / 紺野 淳 福島市仲間町4 - 8 ラコパふくしま5F
5 26-0123 fax5 26-0124

県北地域連合の取り組み

福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める街頭署名



(伊達地区連合八巻議長・県北地域連合伊藤議長)



(各構成組織の役員のみなさん)

連合福島県北地域連合会は6月18日夕方に、福島駅前(中合前)で、連合が掲げる「STOP THE 格差社会!暮らしの底上げの実現」の一環として、福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める街頭署名活動を行いました。

最初に、県北地域連合の伊藤議長より「最低賃金制度は、非正規労働者を含む県内すべての労働者の賃金の最低額を法律により保障するもので、定められた金額以下で働かせた場合使用者は法律で罰せられる制度です。

また、県内にはこの最低賃金を基準にして賃金を支払っている事業者や、多くの企業が労務算定の基礎にしているなど大変重要な制度です。

しかし、現在福島県最低賃金は、時間額675円となっていますが、この金額は全国31位にあり、県内労働者の賃金水準や北関東圏に位置する経済情勢などと比較しても極めて低いものとなっています。

また、一般労働者の賃金改正は4月が通例ですが、最低賃金の改正発行は10月からとなっております。このため、連合福島は、労働局長ならびに福島地方最低賃金審議会長に対して、福島県最低賃金の引上げと早期発効を求めて行きます」と挨拶がありました。

なお、署名活動には、福島地区連合、伊達地区連合、二本松・安達地区連合役員加盟組合員と、社民党護憲連合の羽田房男市議、梅津一匡市議もお応援に駆け付け2人1組になって約1時間署名活動を行い、152名の署名が集まりました。皆さんご協力ありがとうございました。

いま政府で行われようとしていること・・・

いま、政府は、仕事内容や勤務地、労働時間などが限定された正社員、いわゆる「限定正社員」を増やそうとしています。この「限定正社員」の制度は、既に多くの企業で導入されており、勤務地や仕事内容などが限定されることで、自分の希望にあった働き方ができるという面もあります。

しかし、安倍政権では、この「限定正社員」を増やすことと、解雇ルールの見直しとをセットで議論しているのです。具体的には、これまでの正社員から勤務場所や仕事内容を限定した「限定正社員」になった場合、会社が勤務地や仕事内容を廃止しさえすれば、正社員なのに、いとも簡単に解雇できる仕組みとすることが想定されているのです。これまでの正社員であれば、会社は解雇を回避するために、みずから努力して新たな勤務地や仕事を探す義務を負っていました。「限定正社員」は、そうではありません。

こうした解雇ルールを同時に見直して、まさにクビ切りしやすい正社員を作ろうという動きは、私たち働く者が声を上げて阻止しなければなりません。